

第6章 計画の推進に向けて

1 進行管理体制

(1) 各種会議の位置付け

芦屋市環境計画総合調整会議

「芦屋市環境計画総合調整会議」(以下「総合調整会議」という。)は、本計画の目標を実現するためには、庁内各部局が一体となって取り組む必要があることから、各部局の意見を調整し、市全体の施策を総合的・計画的に推進するための組織とする。

総合調整会議の構成員は、担当部署の事務・事業の実施により得られた環境保全に関連する情報の提供を行うものとする。

また、総合調整会議には、その所掌事務に係る立案、検討及び調整を行うため、検討部会を置くものとし、必要に応じて検討部会にプロジェクト・チームを置くものとする。

「総合調整会議」の所掌事務

環境計画の推進に係る諸施策の企画及び調整に関すること。
その他環境計画の推進について必要な事項に関すること。

芦屋市環境審議会

「芦屋市環境審議会」(以下「環境審議会」という。)は、『みどり条例』に基づき設置された諮問機関であり、本計画の推進に関しては、市より毎年度報告される状況に対して、専門的な見地から提言する。

芦屋市環境づくり推進会議

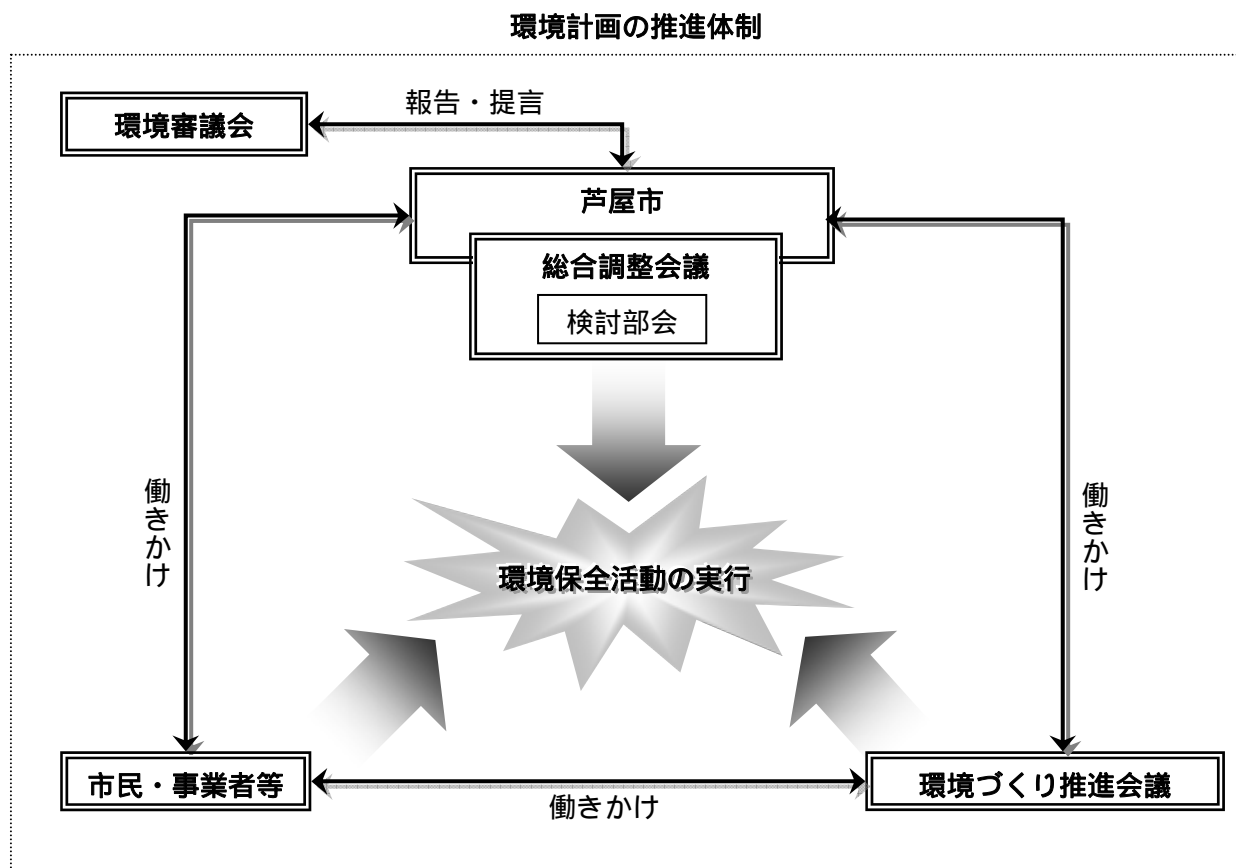
「芦屋市環境づくり推進会議」(以下「環境づくり推進会議」という。)は、芦屋市の環境をより良い方向に導くための活動について、市民・事業者・市が一体となって考え、行動するための中心的な組織とする。

「環境づくり推進会議」の主な役割

本計画に示された目標の実現に向けて必要な活動を考え、行動する。
環境学習からの成果・情報の提供を受け、市との協議・検討を経て、環境学習の実施主体である市等に提言する。
市民・事業者・市の合意形成を図るために必要な事項を考え、行動する。

(2) 環境計画の推進体制

環境計画の推進体制を以下のとおりとする。



(3) 環境計画の実施状況の公表

環境計画に示された施策の実施状況について、年次報告書を作成するとともに、その内容を公表する。

2 環境配慮事項の啓発

計画に示した施策（「第4章 目標の実現に向けて」参照）を推進していくために、市民・事業者・市が、それぞれの活動の中で特に配慮して行動すべき事項として設定した環境配慮事項を、総合調整会議と環境づくり推進会議が主体となり、市民・事業者・市に対して啓発する。

3 行動計画による計画の推進

本計画の「第4章 目標の実現に向けて」において示した内容は、基本目標の実現に向けた施策の方向性を示すものである。この方向性に従った取組の実効性を高めるためには、重点的かつ具体的な行動を示した計画（行動計画）の策定が必要となる。

本計画では、行動計画を平成17年度より策定し、より具体的な取組の推進を図るものとする。

行動計画の進め方は、以下に示すとおりである。これらの手順を繰り返すことで、本計画の推進をより効果的に進めていくこととする。

行動テーマの決定

-1 行動テーマの抽出

環境計画に示された内容の中から、行動計画のテーマを抽出する。

-2 行動テーマの検討

抽出した行動計画を以下の観点から検討する。

- a 取り組みやすさ・・・行動に対する障害の程度
- b 計画との整合性・・・環境計画に示された内容との関わり
- c 支援制度・・・行動を後押しする制度の有無
- d 他の行政計画への配慮・・・他の行政計画に基づく行動との兼合い

-3 行動テーマの決定

検討結果に基づいて、取り組みやすく、計画の推進に大きく作用し、支援制度の活用が見込まれ、他の計画と重複しないテーマを総合的に判断し、行動テーマとして決定する。

行動計画の策定

-1 行動計画に盛り込む事項の検討

行動計画に盛り込む事項を検討する。

- a 行動計画の趣旨・・・行動計画策定の趣旨を示す。
- b 行動目標・・・行動計画に示された項目の目標を設定する。
- c 主体別の行動内容・・・市民・事業者・市のそれぞれが行動する内容を示す。
- d 実施スケジュール・・・行動計画の実施期間を示す。

-2 行動計画の策定

検討結果を踏まえ、行動計画を策定する。なお、必要に応じて環境審議会からの提言を受けるものとする。

策定した行動計画については、公表する。

環境保全活動の実施

-1 普及・啓発活動の実施

普及・啓発活動は、総合調整会議と環境づくり推進会議を構成する委員が、調整を図りながら実施する。

-2 行動計画に基づく環境保全活動の実施

市民・事業者・市がそれぞれの立場で行動計画に沿った環境保全活動を実施し、市は、スケジュール管理や進捗状況の把握に努める。

評価・見直し

-1 評価

評価の方法は、設定した行動目標の達成状況によるものとする。また、達成の有無にかかわらず、結果をもたらした要因を探るよう努めることで、今後の行動計画の資料としての活用を図る。

評価の内容については、公表する。

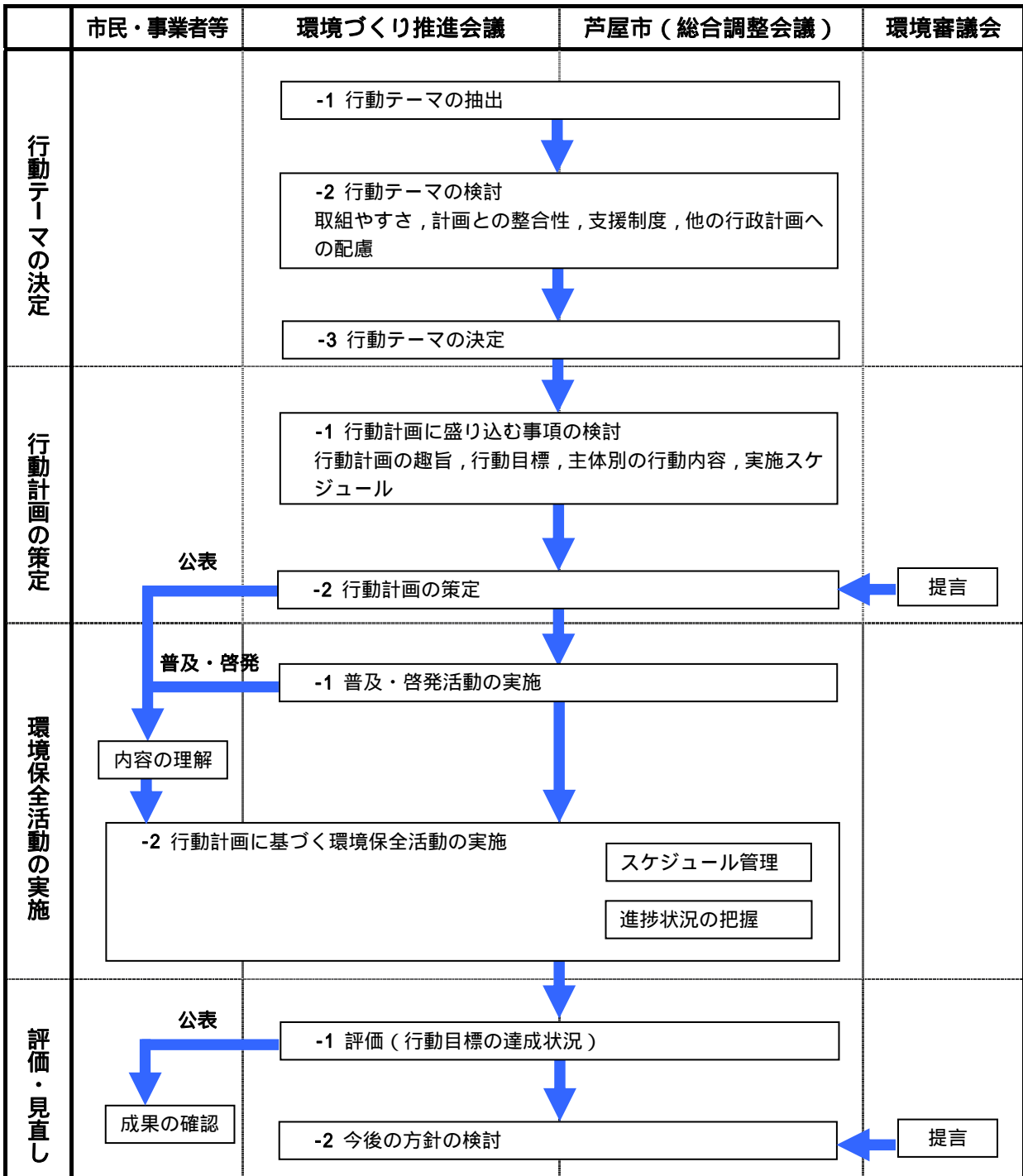
-2 今後の方針の検討

評価の内容に基づいて、今後取るべき方針を検討する。

行動目標が達成された場合には、次の段階への移行を検討する。達成されなかった場合には改善すべき点への対応を図り、計画を引き継ぐか、あるいは行動テーマの見直しを検討する。

なお、評価の内容に応じて環境審議会からの提言を受けるものとする。

行動計画の進め方



次の段階（行動計画）へ